

2023年10月

「株式の相続——株式の準共有を中心に」

第8期 客員研究員

大阪公立大学大学院法学研究科 准教授

仲 卓真

要約

株主が死亡した場合、その株式は相続人によって承継される。そして、複数の相続人がいる場合には、相続された株式は、遺産分割までの間、その共同相続人の準共有に属することになり、その共同相続人間で遺産分割について争いが生じているときには、遺産分割までに長い期間を要することがある。このような場合には、相続された株式が長期間にわたって共同相続人間で準共有されることになり、その株式が発行済株式の大きな割合を占めているときには、その株式についての権利がどのように行使されるのかが、会社に対して大きな影響を与えることになる。

このような問題意識の下で、株式の準共有者が準共有株式についての権利をどのように行使できるのかについて、従来から議論がなされてきたところ、近時、複数の詳細な研究により議論の深化が見られるとともに、令和3年民法改正が株式の準共有に影響を与えることも指摘されている。そこで、本論文では、準共有株式についての権利の行使に関する規律の基本構造を確認したうえで、その規律に関する諸論点についての従来の考え方と近時の会社法理論の進展を考察した。

第1に、準共有株式についての権利の行使を規律する会社法106条本文の適用範囲について、最高裁は、会社訴訟を提起する権利についても会社法106条本文が原則として適用されると判示しているものの、従来の学説では、会社訴訟を提起する権利については会社法106条本文が適用されないという見解も主張されていた。これに対して、近時の会社法理論では、このような従来の学説の理由づけが説得的ではないことが示されるとともに、会社訴訟を提起する権利が裁判所を介して行使されるという理由から、この権利について会社法106条本文を適用する必要がないことを基礎づけることができるということが明らかにさ

れた。

第2に、会社法106条にいう権利行使者の指定の方法について、従来、準共有者の全員一致によってのみ権利行使者を指定できるという見解も主張されていたものの、判例および多くの論者は、準共有者の準共有持分の過半数によって権利行使者を指定できると考えてきた。これに対して、近時の会社法理論では、共有物の保存行為に準じて各準共有者が単独で権利行使者を指定できるという見解が主張されている。この見解に対しては、単独での権利行使者の指定が競合した場合にはどの指定が優先すると考えるのかというような疑問もあるものの、この見解は、準共有株式についての議決権の不統一行使の実効性を確保する方途の一つを示すものとして今後更に検討されるべき可能性を有している。

第3に、準共有者の権利行使に係る意思決定の方法について、従来は、民法の共有に関する規定がそのまま適用され、例えば、準共有株式についての議決権の行使に係る意思決定は、特段の事情のない限り、民法252条1項により、準共有者の準共有持分の過半数で決すると考えられてきたものの（以下「多数決説」という）、準共有株式についての議決権の行使に係る意思決定において各準共有者がその準共有持分の割合に応じた不統一行使を主張できるという見解（以下「不統一行使説」という）も主張されていた。そして、近時の会社法理論では、このような不統一行使説がより円滑な事業承継の実現という観点からも基礎づけられると主張されているとともに、不統一行使説を実現するための法的構成として2つの見解が主張されている。また、多数決説を採用した場合には、令和3年民法改正によって、準共有者の多数派が自己の持分を超える議決権行使の対価を償還する義務を負うという影響を受けると指摘されている。

以 上

（掲載誌：仲卓真「株式の相続——株式の準共有を中心に」法学教室516号（2023年）10-15頁）

- （注）1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。